第4章 障がい者・障がい児福祉サービスの 提供体制の確保

第1節 障がい者福祉サービスの提供体制の確保

1 障がい者のサービス選択の自由の確保

障がい者サービスの提供にあたっては、障がい者本人及び家族の利用意向を 尊重し、そのニーズ量に沿ったサービスの提供に努めます。

2 合理的配慮に関する啓発

障がい者の自立を促進し、地域社会の中で健常者とともに支え合い生活できるように地域活動への参加を促進するためにも、市庁舎だけでなく、障がい福祉 事業所や福祉団体等の職員についても、障がい者への合理的配慮がなされるよう、研修機会の充実や啓発活動などに努めます。

3 生活の場となるサービス

(1)住まいの確保

障がいのある人の地域における生活の場を確保していくため、グループホームの新規開設を促進するため、事業所等と協議、検討していきます。

また、民間のアパート等についても、障がい者の入居についての理解を求めていくとともに、段差の解消など障がいに合わせた設備の改善等を支援します。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者が安心して地域で暮らしていけるように地域生活支援拠点等の更なる充実を図り、24時間の相談支援体制や緊急時の受入対応体制等の確保に努めます。

(3) 関係機関との連携

自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援など、障がい者が地域生活へ移行、定着していくための支援を強化するため、病院、入所施設、グループホームのほか、社会福祉協議会、介護保険事業者等関係機関との協力関係を強化します。

(4) 地域移行の体験機会の整備

施設入所者や精神科病院入院患者の地域移行を支援する際に、本人が地域での生活を体験できるよう体験機会の整備に努めます。

(5) 訪問系サービスの充実

訪問系サービスについては、障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう体制の充実を図るため、関係サービス事業所への働きかけや人材の確保を支援します。

(6) アウトリーチ支援の推進

受療中断者や自らの意思では受診が困難な精神障がい者に対し、日常生活を送るために支障や危機的状況が生じないための細やかな訪問を行うために、精神科医、保健師、看護師等の保健医療スタッフと精神保健福祉士等の福祉スタッフの連携体制を整備します。

4 就労支援

(1) 関係事業所等との連携

障がい者のニーズに合わせた質の高いサービスを提供できるよう、障がい 福祉サービス事業者と連携するとともに、サービス事業所相互の連絡調整機 能の強化を図ります。

また、県や保健所等の関係施設及び機関との連携を強化し、障がい福祉、保健事業の機能強化を図ります。

(2) 障がい者の就労支援

障がい者の就労を支援するため、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の強化を図ります。今後、特に就労継続支援A型の充実を図るため、事業所と連携するとともに、就労定着支援の実施に向けてサービス事業所と企業を結ぶ人材の確保、育成を進めます。

また、障がい者の持つ能力を発揮できるように、様々な分野や多様な就労 形態の就労の場の開拓に努めます。

(3) 職場定着に向けた支援の充実

就労支援事業所などと障がい者就業・生活支援センター及びジョブコーチ との連携強化を図り、より充実した職場定着のための支援を実施します。

(4)企業に対する障がい理解の推進

障がいや障がい者の理解に向けた啓発や障がい者雇用に関する各種優遇制度などの周知を図るとともに、他業種の参入を促進し、就労移行事業所の増加を図ります。さらに障がい者の職場実習先を開拓し、企業の障がい者雇用の推進を図ります。

5 生涯学習の充実

市民に対しても、障がい者のことをよく理解し、合理的配慮をもって接することができるよう生涯学習の場を通じた研修機会を充実します。また、手話など障がい者を支援する人材の育成にも努めます。

6 障がい者福祉の担い手の確保

障がい者福祉に従事するNPO等の参入を促進するほか、市民のボランティア活動への参加を促し、福祉の担い手の確保に努めます。

第2節 障がい児福祉サービスの提供体制の確保

1 一貫した支援体制の充実

乳幼児健診や育児教室などで成長や発達などに気がかりのある子どもに対 し、早期の養育や療育支援を行っていきます。

2 発達障がい児への対応

(1) 早期の対応

障がい児等特別な支援が必要な子どもについても、子どもの「発達が少し 気になる」段階からの相談や継続的に支援を受けることができる体制の充実 を図ります。

(2) 障がい児及び発達障がいの疑いのある家庭への支援

子どもの障がいが気にかかる家庭や障がい児を抱える家庭に対し、障がい児に関わる医療及び福祉サービスについて、積極的に広報活動を進めるとともに、障がい児を抱える家庭同士の交流や、障がい児、障がい者団体との交流を促します。

(3) 児童発達支援の整備

児童発達支援などにより保育園等、放課後児童クラブなどと連携した支援体制を整備していきます。

(4) 発達障がい等の理解を深めるための取組

子どもの発達、発育に関する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会を通じて、市民への理解、啓発に努めます。

3 相談体制の充実

市の窓口だけでなく、乳幼児健診の場や保育園等、学校において相談ができるよう、関係施設との連携を図り、訪問による相談体制の強化を図ります。

4 専門的スタッフの確保・育成

乳幼児、児童に関わる障がい福祉、教育、医療等の関係者、関係機関の連携を 図り、発達障がいや行動障がい等に対応できる専門的スタッフの確保、育成のほ か医療的ケア児等支援者の育成に努めます。

5 障がいのある児童の余暇の充実

放課後等デイサービスや同行援護などにより、障がいのある子どもの社会参加や余暇の充実を図っていきます。また、障がい児が文化活動やスポーツ活動に参加できるよう、指導者の積極的な誘致や活動への参加促進に努めます。

6 福祉型障害児入所施設との連携

障害児入所支援は新潟県が実施主体であるものの、各相談支援事業所等と情報交換しながら、障がい児に対する支援の充実を図っていきます。

第3節 計画の進行管理

1 庁内の体制の強化

障がい福祉計画等実施に関わる関係各課との連携により、計画の円滑な実施を図ります。また、職員に対し、障がい者に対する合理的配慮についての理解を深めてもらうための研修を行います。

2 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、市内のサービス事業所、入所施設、障がい者団体、教育機関、障がい者を雇用する企業等、行政機関などにより構成されています。

地域自立支援協議会において本計画の進捗状況等を報告し、計画の総合的な推進を図ります。

また、地域でのネットワークを構築し、障がい者及びその家族の状況の把握や サービスに対するニーズの把握に努めます。

3 PDCAサイクルの実施

毎年の各種サービスの利用状況や施策の推進状況等について、各年の成果目標、サービス見込量(活動指標)の達成状況などを把握、点検し、地域自立支援協議会において、PDCAサイクルを活用した分析、中間評価を行い、必要により計画の変更、事業の見直し等を行います。

図表4-1 障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ

基本指針

■障がい福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき 目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示



■「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、 障がい福祉サービスの見込み量の設定やその他確保方策等を定める。

改善(Act)

■中間評価等の結果を踏まえ、必要があると 認めるときは、障がい福祉計画の変更や事業 の見直し等を実施する。

実行(Do)

■計画の内容を踏まえ、事業を実施する。



評価 (Check)

- ■成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その 実績を把握し、障がい者施設や関連施設の動向も踏まえながら、 障がい福祉計画の中間評価として分析及び評価を行う。
- ■中間評価の際には、地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、 その結果について公表する。
- ■活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況 等の分析及び評価を行う。

146